

第一種フロン類充填回収業者変更届出の手引き

この手引きは、**フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）**に係る**第一種フロン類充填回収業者の変更届出**に係る手引きです。

1 第一種フロン類充填回収業者の変更届出

第一種フロン類充填回収業者は、次の内容に変更があった場合、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、30日以内に都道府県知事に届け出なければなりません。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事業所の名称及び所在地（追加等を含む。）
- ウ 第一種特定製品並びに充填及び回収しようとするフロン類の種類
- エ 第一種特定製品に充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類（第一種特定製品並びに冷媒として充填及び回収しようとするフロン類の種類に変更がない場合は除く。）

2 届出先

登録を受けた担当部局へ届け出てください。なお、登録を受けた担当部局は、岡山県環境企画課のホームページに掲載している第一種フロン類充填回収業者登録簿からも確認できます。
環境企画課ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/419455.html>
なお、各担当部局の所在地、電話番号及び管轄区域は次のとおりです。

担当部局	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	(086) 233-9806	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	(086) 434-7066	倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町
美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	(0868) 23-1227	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

3 届出方法等

(1) 届出方法

郵送でも受け付けておりますが、可能な限り御来庁ください。

(2) 届出受付時間

平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時です。

(3) 提出部数

届出書一式（届出書及び添付書類）を1部提出していただきますが、**届出者においても副本（控え）を保管**しておくようお願いします。

4 注意事項

【法人が名称、住所又は代表者の氏名を変更する場合】

- ✓ 「添付書類の省略に関する申立書」を提出する場合、法人（商業）登記事項証明書（原本）の提出が不要となります。（県が登記情報連携システムで確認します。）

5 届出書類のチェック

届出書類に不備のないよう、届出前に別添チェックリストを活用して十分確認してください。

第一種フロン類充填回収業者変更届出チェックリスト

届出書	
第一種フロン類充填回収業者変更届出書	<input type="checkbox"/>
添付書類	
1 法人が名称、住所又は代表者の氏名を変更する場合	
法人（商業）登記事項証明書 <u>原本</u> （履歴事項全部証明書。発行日から3箇月以内） ※添付書類の省略に関する申立書（別記様式）を提出する場合は、省略できます。	<input type="checkbox"/>
代表者の氏名を変更する場合、法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類（誓約書）	<input type="checkbox"/>
2 個人が氏名又は住所を変更する場合	
県が住民基本台帳ネットワークで本人確認するため、添付書類不要 ※ただし、届出者が住民基本台帳ネットワークを用いた本人確認を希望しない場合または県が本人確認できない場合は、住民票（コピー不可、発行日から3箇月以内、個人番号（マイナンバー）記載なし）を提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
3 事業所の名称又は所在地を変更する場合	
なし	
4 第一種特定製品並びに充填及び回収しようとするフロン類の種類を変更する場合	
フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等）の写し ^{注1}	<input type="checkbox"/>
フロン類回収設備ごとの種類及び能力を説明する書類（カタログ、仕様書、取扱説明書等）の写し	<input type="checkbox"/>
上記の書類に加え、(1)、(2)の変更の場合は、以下の書類が必要となります。	
(1) 充填のみを行う登録をしていたが、回収しようとする第一種特定製品及びフロン類の種類を追加する場合	
フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の資格者証の写し	<input type="checkbox"/>
(2) 回収のみを行う登録をしていたが、充填しようとする第一種特定製品及びフロン類の種類を追加する場合	
フロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の資格者証の写し ^{注2}	<input type="checkbox"/>
5 第一種特定製品に充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類を変更する場合	
フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等）の写し ^{注1}	<input type="checkbox"/>
フロン類回収設備ごとの種類及び能力を説明する書類（カタログ、仕様書、取扱説明書等）の写し	<input type="checkbox"/>

注1）これらの書類を紛失した場合は、「所有権申立書」を添付して下さい。

注2）国が認めた講習を受講した者である場合は、この受講を証する書類を含みます。

（別添）

フロン類の性状及びフロン類の回収（充填）方法について十分な知見を有する者

「フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者」並びに「フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者」は、次のとおりです。

資 格 等	回 収	充 填
第一種冷媒フロン類取扱技術者 【一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会】	○	○
第二種冷媒フロン類取扱技術者 【一般財団法人日本冷媒・環境保全機構】	○	○※1
冷媒回収技術者 【一般財団法人日本冷媒・環境保全機構冷媒回収推進・技術センター】	○	×
第一種・第二種・第三種冷凍機械責任者免状交付者 【高圧ガス保安法】	○	△※2
冷凍空気調和機器施工技能士 【職業能力開発促進法】	○	△※2
冷凍空調施設工事業所の冷凍空調工事保安管理者 【高圧ガス保安協会】	○	△※2
冷凍空調技士 【公益社団法人日本冷凍空調学会】	○	△※2
技術士（機械部門） 【技術士法】	○	×
自動車電気装置整備士 （平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験による資格取得者、 又は平成20年3月以前に当該資格を取得し各県電装品整備商工組 合が主催するフロン回収に関する講習会受講者）	○	△※2※3
甲種・乙種・丙種化学責任者免状交付者 甲種・乙種機械責任者免状交付者 （製造又は品質管理に関する実務経験5年以上） 【高圧ガス保安法】	×	△※2
第一種特定製品の冷媒の充填に3年以上従事し、高圧ガス保安法や フロン排出抑制法を遵守し違反したことがない者	×	△※2

※1 圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が25kW以下のエアコンディショナー若しくは15kW以下の冷蔵機器及び冷凍機器に限る。

※2 充填に必要な知識等の習得を伴う講習（環境省及び経済産業省が認めたものに限る。）を受講した者に限る。

※3 対象機器は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。